

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 22 日

飛島村長 加藤 光彦



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

飛島村全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 6 年 3 月 14 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 経営体
個人	15 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分いる

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

地域の農業経営者の高齢化・後継者不足により、農地の受け手の不足が生じないよう、新規就農者及び後継者の育成・支援に積極的に取り組む。
また、地域の中心となる経営体に農地を集積し、集積した農地については、担い手の作業の効率化のため集約化を図る。